

五條市立五條小学校 いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して行かせない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校づくり」を目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。一方、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」という認識のもと、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- いじめはいじめを受けた児童の立場に立って判断することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

【別紙1】

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

【別紙2】

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。

【別紙1】【別紙2】

(1) いじめの未然防止

いじめの問題への取組は、児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組むことが大切である。また、児童一人一人が考えや思いを交換・交流できる場を設定するなど、互いに努力したことを認め合い、尊重する集団づくりに取り組むと共に、家庭や地域等と連携し、共通理解の下、児童に関わる次のような体制を構築することが重要である。

- 教職員一人一人が児童に寄り添い、児童の声を受け取る、温かくぬくもりのある教職員集団の構築を行う。
- 児童の人権意識の高揚と豊かな心の育成、児童の居場所づくり、絆づくりを行う。
- 児童の道徳性と自尊感情を高める取組の充実（構成的グループエンカウンター等）を図る。
- いのちの尊さを学ぶための体験や他者との関わりを深める取組を重視した「いのちの教育」の実践を行う。
- 研究主題である「自ら学び、共に高め合う児童の育成」を目指し、授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につながる取組を行う。
- 「個人別生活カード」を活用し、学年度の引き継ぎや共通理解に向けた工夫と取組を行う。
- 保護者・地域・関係機関との連携を密にする。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多い。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、また、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知する。

(3) いじめの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童をいじめから守るとともに、ケア等の必要な支援を行う。また、いじめを行った児童に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景を抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるようにする。また、必要に応じて、市教育委員会に情報提供を行う。

(4) いじめの解消

「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめの「解消」は次のように規定されている。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。 (「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

いじめが「解消している」状態とは、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめの再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。また、いじめを受けた児童、いじめを行った児童及び周囲の児童それぞれへの継続的な指導と支援を行い、少しでも気になる点があった場合には、全教職員で共有し、迅速に対応する。加えて、児童が出す SOS を地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も少なくないことから、いじめの防止に向けて、平素から地域や家庭と連携・協働して、地域社会全体で児童を見守り育てる体制づくりを進める。

4 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決にあたる。なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応すると共に、再発防止に努める。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、市教育委員会に積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。加えて、調査結果を公表する場合、市教育委員会の指示のもと、いじめを受けた側及びいじめを行った側双方に対して公表の方法・内容を確認の上、対応する。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要があることから、本方針が効果的に機能しているかについて「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置づけ、いじめ対応校内委員会において点検したり、必要に応じて見直しを行ったりする。